平成２２年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字下里915番地１
債務者　上地　秀樹
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　孝則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字下里915番地
債務者　上地　和典
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　孝則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１５５３号
神奈川県鎌倉市浄明寺２丁目４番15号
債務者　小峰　和与
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
長野県諏訪郡下諏訪町5598番地山田アパート２階、住民票上の住所長野県岡谷市304番地18
債務者　今井　一郎
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　縄田　政幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３１号
三重県津市藤方218番地　断酒の家
債務者　川端　洋次
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３２号
三重県尾鷲市大字南浦3081番地17
債務者　川端　左京
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２号
長崎県長崎市愛宕１丁目13番23号　プライムガーデン愛宕203号、住民票上の住所長崎県長崎市平山台２丁目22番28号
債務者　大田美穂子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
岐阜県下呂市御厩野2654番地２
債務者　古田木工こと　古田　雄士
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　打保　敏典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第４号
広島県三次市三次町2027番地２、前住所広島県三次市十日市東３丁目16番13―603号
債務者　上岡　純子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　奈美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３０号
岐阜県下呂市少ケ野728番地１　市営住宅愛宕団地Ｂ棟102、前住所岐阜県高山市国府町今375番地
債務者　木下　久江
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
三重県松阪市宝塚町738－１、住民票上の住所三重県松阪市川井町966番地２
債務者　森田　泰弘
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７８１５号
大阪府東大阪市客坊町10番14号
債務者　駒林　宏美
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８６９号
大阪府摂津市千里丘東５丁目19番34号
債務者　絹川　慶宏
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２６号
大阪市生野区小路１丁目19番８号、住民票上の住所大阪府東大阪市寿町３丁目21番23号
債務者　寿鉄工こと　西村　政惟
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３４号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目13番19号
債務者　熊澤小富美
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４９号
大阪市西区新町３丁目13番18―1101号
債務者　飛鳥　聡美（旧姓大森・前田）
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３１９号
大阪市東住吉区今川４丁目25番22号
債務者　岩崎　　勝
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部